

昭和46年度 (問題)

次のA, BおよびCのいずれか一つを選んで解答せよ。

A. 4問中3問選択

A-1. 次の3つの事例について、重過失免責を適用できるか否かおよびその理由について略述せよ。

(注) 重過失について約款においては、次のように規定しているものとする。

・会社は、被保険者が次の各号によって……の規定に該当した場合は災害保険金、傷害給付金または入院給付金を支払いません。

1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
2. 以下省略

- (1) 被保険者は深夜国道の横断歩道でないところを横断しようとして、トラックにはねられて死亡した。(平常自動車等の通行は余り多くはなく、時々同様に渡るものもいたという。)
- (2) 被保険者は乗用車で踏切に進入、電車にはねられて受傷した。この踏切には遮断機は無かったが警報機はついていた。当日は雨で窓をしめていたので警報機の音に気づかなかったという。
- (3) 被保険者は会社終了後ビール1本を飲んで電車に乗ったが、気分が悪くなったので途中の駅で下車し、電車の進行方向約2メートル先でプラットフォームから線路上に吐いたが、発車した電車にはねられ受傷した。

A-2. 生命保険会社で変額保険(Variable Insurance)を販売するとした場合、現行保険業法、同施行規則上問題になると思われる部分があれば、それを挙げ説明せよ。

A-3. 次の該当者に対し、保険料を払込猶予期間内に支払ったが、本社へは期間経過後に着金したので、本社の担当係は復活手続を要求した。この要求は正しいか否か各個の場合につき簡単に説明せよ。

- (1)支店 (2)支社 (3)外務員 (4)集金人 (5)代理店

〔問〕

- (6) 団体特別取扱の取扱代表者（責任者） (7) 嘱託医 (8) 取締役
(9) 保険計理人 (10) 郵便局にて振替貯金口座へ払込

A-4. 次の事項について簡単に説明せよ。

- ア. 基礎書類
イ. 告知における質問書
ウ. 乗換契約
エ. 特定退職金共済団体
オ. 団体保険契約と団体取扱契約

B. 4問中3問選択

B-1. 次の文章は信託契約における受託者について述べたものである。

空所を下記の単語によってうめよ。（空所の数字に対応する記号を記入のこと。解答例；㉑-㉚）

- (1) ㉑ は信託の目的に従い、 ㉒ を ㉓ 又は ㉔ する義務を負うものであって、 ㉕ と対立して ㉖ の当事者となる。
法人はその ㉗ の範囲内において信託の引受をすることができるが、 ㉘ として引受ける場合には ㉙ の適用を受ける。
- (2) 受託者自ら ㉚ となって ㉛ を享受することはできない。
- (3) 受託者は信託の本旨に従って ㉜ を以て信託事務を処理しなければならない。
- (4) 受託者は ㉝ を取得して、自らの ㉞ として、又は信託財産について ㉟ したりすることはできない。
- (5) 受託者は ㊱ 信託事務を処理しなければならない。
- (6) 受託者は信託行為により譲渡を受けた ㊲ を自己の ㊳ 及びその他の信託財産と ㊴ することが必要である。

〔問〕

(7) 受託者が数人あるときは信託財産はその ㉔ となる。

- A－受益者 B－自ら C－信託法 D－目的 E－権利を取得
F－合有 G－処分 H－善良なる管理者の注意 I－他人をして
J－信託財産 K－営業 L－共有 M－受託者 N－固有財産
O－信託行為 P－分別して管理 Q－信託業法 R－管理
S－信託の利益 T－信託管理人 U－委託者 (重複使用もある。)

B－2. 金銭信託の運用方法のそれぞれについて説明し、かつ適格年金信託と年金投資基金信託との両者についてそのいずれに属するかを記せ。

B－3. (1) 退職給与引当金制度の一部または全部を厚生年金基金制度に移行する場合
(2) 適格年金制度を厚生年金基金制度に移行する場合
のそれぞれについて税法上の取扱を説明せよ。

B－4. 厚生年金基金の運営機関を列挙し、それぞれの職務権限について厚生年金保険法にもとづいて説明せよ。

C. 4問中3問選択

C－1. 商法第631条(超過保険)の趣旨ならびに保険価額につき説明せよ。

C－2. 保険業法施行規則第28条(支払備金の積立)にもとづく損害保険支払備金、特にIBNR支払備金積立の趣旨につき述べよ。

C－3. 保険募集の取締に関する法律第15条(募集文書図面の記載禁止事項)にもとづく規

〔問〕

制の概要を損害保険の場合につき説明せよ。

- c-4. 損害保険料率算出団体に関する法律第9条（保険料率）の規定ならびに保険料率算定上の基本原則につき解説せよ。

昭和46年度（解答）

A-1.

各社の災特、交通災特等の約款には、被保険者の重過失免責が規定されている。こうした重過失の問題を考えるにあたっては、制度の設けられた趣旨が奈辺にあるかをまず明らかにしてからでない、解決に近づけないであろう。

以下、1.重過失免責規定の設けられた趣旨、2.重過失成立の要件、3.設問に対する回答の順に述べる。

1. 重過失免責規定の設けられた趣旨

これについては、学説および実務では、次のイ、またはロ、あるいは、その双方を併せて説明するのが通常である。

イ. 人間は、自己の生命・身体を保持する意欲を本能的に持っているのであって、この意欲にもとづく生命・身体の保持に必要な注意を充分に果たさずに招来せしめた事故に対して保険金等の支払義務を負うことは、相互扶助の精神をいちじるしくゆがめるものである、という考えによる。

ロ. 保障の対象になる保険事故は、「きわめて」偶発的なものに限られるのであって、重過失に該当する事故は、もはや「きわめて」偶発的とはいえないという考えによる。

2. 重過失成立の要件

約款にいう「被保険者の重過失」の意義は、次のとおりである。

「重過失とは、結果発生の可能性が大きい場合において、その態様の結果発生の予見、その態様の結果発生の回避を内容とする自己の生命・身体の保持に必要な注意を不注意によって怠ることにより、結果を発生せしめることをいう」。

ここから、重過失成立の要件として次のイ～ニが導き出される。

- イ. 被保険者が注意能力を有すること。
- ロ. 結果発生の可能性が大であること。
- ハ. 結果発生の予見が可能であること。
- ニ. 結果発生の回避が可能であること。

すなわち、重過失が成り立つためには、この4要件のすべてをみたすことが必要であり、その1つでもが欠ければ重過失は成立しない。

3. 設問に対する回答

- (1) 事故現場の状況が、「平常自動車等の通行は余り多くはなく、ときどき同様に横断するものもいた」というのであるから、結果発生の可能性が大であるとはいえないであろう。上記の要件をみたまず、したがって重過失には該当しない。
- (2) 不注意による踏切事故の結果発生の可能性は、経験上大である。乗用車の運転ができる者は（当然に運転免許も取得しているであろうし）、通常人の注意能力を有しているものと推定してよいから、当然予見し得べきであり、また、ちょっと注意すれば窓がしまっていたとしても警報機の音が聞こえたであろうし、赤の点滅信号も確認できたはずである。したがって回避の可能性も大きく、重過失成立。
- (3) 被保険者は会社員である（と思われる）ので、注意能力を有していたものとみてよからう。また、飲酒量とか、わざわざ途中下車してプラットフォームから線路に吐くなどの行為からみて泥酔状態にあるとも思われぬ。電車の進行方向でかかる行為をすることは、危険が大きいのといえるし、その予見もできたはずである。また、あえてかかる自殺行為にもひとしい危険をおかさずとも、吐気を我慢できないのであれば、他の場所に吐くことができると思われるから回避可能性もある。重過失成立。

結局、設問の(1)では重過失免責を適用できず、(2)、(3)ではこれができるものと解する。

A-2

変額保険を生命保険会社が販売することについて、「現行諸法制のまま、もしくはその一部手直しのみで可能である」とする見解もあるが、変額保険の円滑な実施・運営を図るうえで現行諸法制、とくに保険業法の改正・整備が必要であるとする説が一般的で、現に監督官庁である大蔵省もその立場に立って具体的検討に着手している。

従って、以下、一般的見解の立場から、現行保険業法上、改正・整備を要すると思われる点について述べることにする。

ア. 専業主義との調整

変額保険が、業法第5条の「他業の制限」に抵触するかどうかについては議論の分れるところであるが、一般には、変額保険は生命保険商品の一類型であり、とくに問題とはならないとする説が有力である。この説に立つ限りでは業法第5条の規定を現行のままに変額保険

取扱いが可能となるが、もし生命保険商品とは別個の商品であるとされた場合は、「生命保険会社もしくはその関連会社による証券業（場合によっては信託業）の免許取得」を可能にする等の法改正が必要となる。

イ. 分離勘定規定の新設

変額保険は現行の生命保険商品とはかなり異質なものであるところから、その資産を他の一般生保契約資産と分離して勘定し、これを取扱う必要がある。現在の保険業法は分離勘定を予定していないので、下記について明確な規定を設けることが望ましい。

- a. 分離勘定の定義ないしは概念規定
- b. 分離勘定設置会社の具備すべき最低要件
- c. 分離勘定の運営に関する基本的事項（分離勘定設定基準・数、経理上の基準原則、責任準備金の計算、主務大臣への届出・報告の形式および方法等）

ウ. 資産運用上の特例規定の設定

a. 資産評価の特例規定

変額保険の特性に応じた資産評価を行ない、その円滑な運営を図るために、分離勘定資産について次のような特例規定を設定する必要がある。

- (1) 分離勘定資産の所有する上有価証券について時価証価が可能である旨の規定
- (2) 分離勘定資産について、業法第84条（株式評価の特例）、第86条（評価益および売却益の積立）および第87条（第86条積立金の使用）の各規定の適用除外
- (3) 一般勘定資産とは別の基準により、分離勘定資産について価格変動準備金を設ける旨の規定

b. 資産の利用方法・割合の特例規定

保険会社の資産の利用方法および割合の制限規定は、現行の一般生命保険の特性に基づいて設けられているものであり、変額保険の分離勘定資産についてこれを適用することには無理がある。従って、分離勘定資産の利用方法および割合に関しては、これら現行規則の適用を除外し、場合によっては分離勘定固有の規定を設ける必要がある。

エ. その他

以上のほか、例えば次の点についても規定明確化の必要があると思われる。（法令整備上の技術的措置の面で形式上改訂を要する事項もあるがここでは省略する。）

- a. 変額保険および分離勘定に関し、基礎書類に記載すべき事項の明記
- b. 相互会社において、一般勘定の契約者（社員）と分離勘定の契約者（社員）間の権利・

義務の公平性を維持するような措置規定

A-3.

1. 基本的な考え方

1) 保険料払込猶予期間と復活

保険料の支払については、一時払と分割払とがあるが、保険期間が長期にわたることの多い生命保険契約においては後者が通常となっている。分割払の場合の第2回以後の保険料支払については、約款で払込猶予期間の制度が設けられ、保険料の払込が期日に遅れてもこの期間内に払い込まれば、契約を有効に存続させることとするとともに、その期間内に保険料の支払がないときは、契約は当然に失効するものとされている。なお、保険料振替貸付制度があるが、ここでは論及しない。これは保険契約の多数契約性を考慮して設けられた制度である。

しかし、一方、この場合の失効契約については、保険契約が一定の期間内に会社の承諾を得て、契約の復活をなし得る旨を定めている。この復活に関する両者の合意は、従来の保険契約を同一性を保持しつつ存続させることを目的とする特殊な契約であるとされる。

2) 保険料支払義務

会社が保険料を集金することが慣行となっている一般月払契約のような場合における保険料支払義務は、取立債務なりとする考え方（昭和26年東京高判等）もあるが、払い方の区別を問わず保険契約者の保険料支払義務は持参債務なり（商法第516条、民法第484条）とするのが通説である。

現行の約款も持参債務説の立場にたって、集金人の派遣は「便宜」行なうものとしている。

3) 保険料入金日

保険料入金日の判定にあたっては、持参債務の原則から言って、会社の本社または指定した場所に着金した日を基準とする（受信主義）のは当然である。送金日をもって入金日とする（発信主義）ならば、送金日が払込猶予期間内である本問題においては(イ)~(フ)のいずれも検討するまでもなく、会社の要求は不相当ということになってしまう。しかし、ここでは一般的な受信主義を前提とし、本問の各個の場合に入金日が猶予期間内であったといえるかどうかにつき論述する。

2. 本問の各個の場合について

保険料につき持参債務の原則に立つ以上、本問は、(イ)~(ウ)が「会社の本社または指定した場所」に該当するか否かに帰着する。しかし、取立債務に転化していると認められる場合には、集金担当者として正当な権限を有しているか否かの問題となる。以下これにつき簡単に論述する。

(1) 支店

支店とは、商法では、本店に従属しつつ一定の範囲で独立性を有する営業活動の中心であり、その法律上の地位は本店に準ずる。したがって、仮に支店が保険料の受領に関する権限を与えられていなくても、支店に対する支払は、本社に対する支払と全く同一の法律効果を有することになる。

(2) 支社

支社は、名称において類似しているが、一般に上記(イ)の「支店」ではない。しかしながら、一般に支社は事務組織の一部として保険料収納事務部門を有し、保険料の収納に関する権限を授与されていると認められるので、支社は「会社の指定した場所」にあたと解するのが妥当である。

(3) 外務員

前述の持参債務の原則からは、外務員の預った保険料が支社等に到着して、はじめて「会社」に払い込まれたものと解すべきであろう。しかし、外務員に第2回以後の保険料収納権限を与えている場合は、前述のとおり取立債務に転化しているという解釈もあり、当該外務員に支払えば、「会社の指定した場所」に支払ったものと解される余地がある。

(なお、集金権限を有しない外務員に対する支払いの場合でも、表見代理の問題がある)

(4) 集金人

集金人についても、前記の集金権限ある外務員と同様に考えられる。

(5) 代理店

代理店の業務は、紹介、募集および集金の三つの機能に大別されるが、代理店がその機能の全部または一部として集金の機能を有している場合には、独立の第三者を「会社の指定した場所」とし、集金を委託したものと解される。

(6) 団体特別取扱いの取扱代表者(責任者)

団体特別取扱いとは、会社と団体の約定により、その団体構成員の保険料の集金を団体で一括して行なう方式をいう。この場合、会社はこの団体特別取扱いに関する特約条項で、

「保険料は取扱代表者を經由して払い込むことおよび取扱代表者から会社に払い込まれた時を入金日とすること」を明示しているのが普通である。

(7) 嘱託医は、会社の診査機関であり、保険料収納権限を与えられていない。したがって、嘱託医に対する保険料の支払いは「会社の指定した場所」に対する支払いに該当することは通常あり得ない。

(8) 取締役

取締役は、一般的には集金権限を有する者ではない。したがって、取締役中の代表取締役たる者および保険料収納業務の執行権限を与えられている者（例えば料金部長）に対する支払いは「会社」に対する支払いと言えるが、それ以外は「会社」に対する支払いには該当しない。もっとも、代表権のない取締役に対する保険料の支払いであっても、副社長、専務、常務等の名称を有する取締役に対する支払いの場合は、保険契約者において表見代表取締役の法理の適用を主張して会社に対抗することができる。

(9) 保険計理人

監査役は会社の会計監査を行なう者、保険計理人とは保険数理に関する事項を該当する者であり、これらの者は、集金権限を有していないので、これらの者に保険料を支払っただけでは、「会社」に対する支払いとはならない。

(10) 郵便局にて振替貯金口座へ払込み

各社が古くから指定している方法である。この場合、会社の振替貯金口座への払込みを行なった郵便局の窓口が「会社の指定した場所」ということになる。

A-4.

イ. 基礎書類

保険事業の免許を受けるための申請書に添付すべき書類であって、次のものをいう。

定款、事業方法書、普通保険約款、保険料及責任準備金算出方法書、財産利用方法書
この書類は事業運営の基礎となる事項を規定しているので一般に基礎書類とよばれている。基礎書類の記載内容については商法、保険業法、同施行規則に規定がある。

基礎書類の変更は主務大臣の認可を必要とし（保険業法10条1項）、また主務大臣は、保険会社の業務または財産の状況に会社特有の事情がある場合、または会社外部における一般的な事情の変更がある場合には、保険契約者等の利益を保護するため、基礎書類に定めた

事項の変更を命令しうる（保険業法 10 条 2 項）、命令があれば申請の手続をとらねばならない。

基礎書類の変更の認可の際、保険契約者、被保険者または保険金受取人の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、その変更の効力を認可の際に現に存する契約に対しても将来に向かって及ぼさせることができる（保険業法 10 条 3 項）。本来保険契約成立後において基礎書類が変更されても、既に成立した契約の効力には影響がないのが原則であるが、保険団体内部の衡平を確保する見地から、このような行政処分が保険業法において認められている。この行政処分が行なわれたときには、保険会社はそれを公告しなければならない（保険業法 10 条 4 項）。

ロ、告知における質問書

保険契約者または被保険者の告知義務は、保険の技術上特に法律上定められた義務であるが、契約者、被保険者は何が危険測定上重要事項であるかを知らないのが通常である。従って保険者は契約申込書等に告知すべき重要事項について質問欄を設け、その答の記入を求めている。これを質問書（または質問表）という。普通保険約款に「告知事項は書面で質問し、その回答は書面によることを要する」旨規定することが一般に行なわれている。

質問書は告知義務制度を合理化する実際上の必要から考えられたもので、保険者は契約者または被保険者に質問書を提出すべき義務を負うものではないが、契約者または被保険者が受動的に答を記入すれば、悪意の黙秘がないかぎり、告知義務違反はないものとして取り扱われる。悪意の黙秘であるか否かは保険者が立証しなければならない。契約者側からいえば、必ずしも質問書記載のすべてについて答え、また真実を答える義務を負うものではないが、悪意の黙秘、不実の記載があった場合は、告知義務違反があったものとして取り扱われるから、これを免れるためには、質問書記載の事項が重要事項に該当しないことを契約者側において立証する必要がある。

現行法が告知義務について主観的要素を考慮しすぎることに対し批判があり、将来は質問書の効力について立法化する必要があるともいわれている。

ハ、乗換契約

既存の保険契約を不当に消滅させて、新しい契約を締結させた場合、その契約を通常、乗換契約とよんでいる。

「保険募集の取締に関する法律」に生命保険募集人に対する禁止行為の一つとして乗換行為を規定している。即ち、保険契約者または被保険者に対して

- ① 帰存契約を不当に消滅させることにより新たな保険契約の申込をなさしめる行為
- ② 新たな保険契約の申込をさせることにより既存保険契約を不当に消滅させる行為，既存保険契約は自社，他社を問わない
- ③ 既存保険契約を不当に消滅させもしくは不当に保険契約の申込をさせる行為
- ④ 上記の各行為をすすめる行為

取締法は乗換行為に対して非常に厳格な禁止規定を設けているが，これは，乗換が契約者にとって利益となるものでなく，会社にとって無益であり，単に募集人のみが手数料による不当な利益を得るという前提があるためである。

ニ．特定退職金共済団体

所得税法に規定のある団体で，この団体が給付する年金（これに類する給付を含む）は所得税法の規定の適用について給与とみなされる（所得税法29条）。

(1) 団体の要件

- ① 団体となりうるのは次の法人に限る。
 - ㊶ 市町村（特別区を含む）
 - ㊷ 商工会議所，商工会，商工会連合会
 - ㊸ 都道府県中小企業団体中央会
 - ㊹ 退職金共済事業を主たる目的とする法人
 - ㊺ その他大蔵大臣の指定するこれらに準ずる法人
- ② 多数の事業主を対象として退職金共済契約を締結することを目的とし，かつ加入事業主のみがその掛金を負担すること
- ③ 加入者のうち他の特定退職金共済団体の加入者を含めないこと
- ④ 加入者のうち個人事業主（親族を含む），法人の役員を含めないこと
- ⑤ 掛金（運用益を含む）は加入事業主に返還しないこと
- ⑥ 事業主の払込掛金（運用益を含む）から事務経費を控除した残額は特定預金として運用し，かつこれら資産を担保に供し，また貸付けないこと，特定預金としては

イ 公社債

ロ 預金

ハ 合同運用信託

ニ 証券投資信託の受益証券

ホ 加入者を被保険者とする一定の生命保険の保険料

- ⑦ 加入者1人につき掛金月額4,000円以下であること
- ⑧ 掛金、給付額について加入事業主、加入者のうち特定の者について不当な差別取扱をしないこと
- ⑨ 経理は他の経理と区分して行なうこと

(2) 団体の承認と承認の取消し

団体の承認を受けるためには一定の承認申請書をその法人の主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。要件に反する行為があるときは承認の取消がなされる。

(3) 税務取扱い

- ① 事業主掛金の損金算入が認められる
- ② 退職給与引当金の計算について調整の必要がある

ホ. 団体保険契約と団体取扱契約

団体保険契約は特定の指標を有する多数の人間の集団を被保険団体とする一箇の保険契約であり、一般に集団または集団の代表者が契約者となり、客観的基準による集団所属員が被保険団体を構成する。集団としては普通、会社、工場等の被用者団体が一般的であるが、必ずしも被用者とは限らない。団体定期保険、団体養老保険、団体年金保険等が一般に行なわれている。

団体取扱保険は個人保険の集合であり、契約者または被保険者の共通の指標によって団体を構成し、多数契約の保険料の取りまとめ等の事務を団体に委託し、保険会社の契約管理を簡単にするものである。契約者は団体、団体の代表者、団体所属員の各場合がある。保険契約とは別に団体側と事務取扱の契約を締結するのが普通であり、団体側の事務に対して手数料の支払がある。

B-1.

- (1) ①-M ②-J ③-R ④-G ⑤-U ⑥-O ⑦-D ⑧-K
 ⑨-Q
- (2) ⑩-A ⑪-S
- (3) ⑫-H
- (4) ⑬-J ⑭-N ⑮-E

(5) ⑩ - B

(6) ⑪ - J ⑬ - N ⑭ - P

(7) ⑮ - F

B - 2.

a. 金銭信託の運用方法については、(1)指定、(2)特定、(3)無指定、無特定の3種別があり、(1)指定は更にケ)指定単独運用、イ)指定合同運用に分けられる。以下この4つのそれぞれについて説明する。

ケ) 指定単独運用

「指定」とは、委託者が受託者に対し「運用の方法および目的物の種類を指示した」の意であり、その内容は例えば「株式の購入」「貸付金」等と「種類」を指示するにとどまり、「どこの会社の株式を購入するか」「どこの会社に貸付をするか」という具体的な運用方法は委託者に委ねられるものである。

この「指定」に従って、委託された金銭信託毎に個別に運用するものが指定単独運用である。指定単独運用については、後述の「特定」の場合と異なり、元本の補填・収益の補足の特約をすることが法令上は制限されていないが、実際には行政指導により、行ない得ないものとされている。

イ) 指定合同運用

元来、信託は分別管理を原則とし、委託された信託毎に個別に運用されるべきものである(信託法第28条)が、金銭信託については「各別にその計算を明らかにすれば」他の信託と合同して運用することが認められている。(同条但書)

「指定」に従って、委託された金銭信託を、他の金銭信託と合同して運用するものが指定合同運用である。指定合同運用については、元本補填・収益補足の特約が認められており、現に行なわれている。

ウ) 特定(特定金銭信託)

「特定」とは「指定」よりも更に具体的に、運用の方法および目的物を委託者が決定するものである。例えば「甲社の株式を150円で5千株購入」「乙社に5百万円を期間2年、年利9%で貸付」の様な指示となる訳である。

特定金銭信託においては、受託者側に運用についての自由裁量の余地が極めて少いこと

から、営業信託として特定金銭信託を受託する場合には、元本補填・収益補足の特約をすることは受託者を不利な立場に立たせるので適当でないと考えられ、信託業法第9条により禁じられている。

(二) 無指定、無特定

金銭信託の運用に関し、「指定」も「特定」もしない、つまり何の定めも行なわないものである。従って受託者の任意に管理処分し得べきものであるが、営業信託の場合は受益者保護の立場から、勅令により運用の方法を、①郵便貯金 ②銀行預金 ③公債および特別法に基いて設立された会社の社債の応募・引受・購入 ④国債および前掲公社債を担保とする貸付、に限定されているため、現実には全く行なわれていない。

b. 次に適格年金信託が上記4運用種別のいずれに属するかであるが、

- (1) 先ず無指定、無特定でないことは議論の余地がない。年金基金の運用については、安全確実の面も要請されると共に、有利でなければならない面もあり、運用の弾力性を最も必要とするのに対して、極めて制限された形の運用方法しか許されない無指定、無特定は取り得ないからである。また、適格年金信託の運用に関し「元本保証的なものに50%以上、株式に30%以内、不動産に20%以内」という規制が行なわれている事からも、無指定、無特定ではあり得ない。
- (2) 適格年金信託においては、制度の主旨からして、信託の本旨に沿った実績主義による運営が期待され、また企業（委託者）に対する課税問題に関連して、年金基金毎に単独に運用すべきことが要請される。従って適格年金信託は他の基金と合同して運用する合同運用の形をとることは出来ない。
- (3) 以上により、適格年金信託は残る指定金銭信託か特定かのいずれかに属することとなった。適格年金制度では適格要件の一つとして、「事業主が信託財産の運用に関し、個別に指図を行なわないものであること。」という制限があるが、この「個別の指図」には「特定」そのものは該当しないと解され、従って理論上は適格年金信託は「特定」の形でも存在し得るが、その場合には約款において運用方法を具体的に規定する必要があり、委託者に包括的な指図権を留保することは認められないとされている。この様な制約の付された「特定」では、年金信託が本来有すべき長期性、運用の弾力性および機動性の要請と相容れないので、実際問題としては「特定」に属する適格年金信託の存在する余地は無く、結局適格年金信託は指定単独運用に属するものと結論せざるを得ない。

c. 次に年金投資基金信託であるが、これは年金信託の運用は本来単独運用であるけれども、

例えば比較的小口の基金を株式に運用するとした場合、危険の分散、資金効率、運用コスト等の諸点において、単独運用よりもむしろ数多くの年金基金の資金をプールとして一つの合同運用団を設けて、大口資金として運用する方が優るとい見地から考案されたものである。従って飽くまでも年金信託として受託された金銭の運用に限定し、その運用対象として合同運用の年金投資基金信託を設けたという主旨からして、当然に年金投資基金信託は「合同運用」に属する。また、「無指定、無特定」や「特定」ではないことは、適格年金信託の場合と全く同様であり、従って年金投資基金信託は合同運用指定金銭信託に属するものである。

B-3.

(1) 税法上の取扱は

ア. 移行時以降の退職給与引当金の取扱

イ. 掛金の取扱

ウ. 積立金の運用収益の取扱

エ. 積立金に対する特別法人税の取扱

に分かれる。

ア. 移行時以降の退職給与引当金の取扱

法人税法施行令第108条第1項第3号により退職給与引当金の累積限度額の調整が認められる。この調整規定は、移行日の属する事業年度（以下移行年度）から、期末の繰越退職給与引当金勘定の金額が、この特別の規定がないとした場合の自己都合による当該期末要支給額の2分の1相当額（調整前累積限度額）以下となる最初の事業年度の直前の事業年度まで適用される。この場合の各事業年度の累積限度超過の場合の取らずし（施行令第107条第1項第2号）の基礎となる累積限度額は、次のaまたはbのうち少ない方の金額とされている。

a. その事業年度終了の時における繰越退職給与引当金勘定の金額

b. その事業年度の新退職給与規定による調整前累積限度額に次の算式により計算した金額を加算した金額

$$\left(\begin{array}{l} \text{移行年度の通常の} \\ \text{累積限度超過によ} \\ \text{る要取らずし額} \end{array} \right) \times \frac{84 - \left(\begin{array}{l} \text{移行日の翌事業年度開始の日か} \\ \text{ら、その事業年度終了の時まで} \\ \text{の期間の月数} \end{array} \right)}{84}$$

なお、退職給与規程を廃止して、その全部を厚生年金基金に移行する場合は、上の方法

によれば、7年均等取くずしとなる。

イ. 掛金の取扱

掛金は、一般管理費および販売費として損金に算入される。

(法人税法第 22 条 3 項)

ウ. 積立金の運用収益の取扱

厚生年金基金は、所得税法上は非課税法人とされ、法人税法上は非収益事業非課税法人とされるので、運用収益には課税されない。

(所得税法 別表第 1)

エ. 積立金に対する特別法人税

法人税法第 84 条に基き、国家公務員共済組合の長期給付に準ずる給付を行うとした場合に要する積立金をこえる部分に対して、1%の税率による法人税が課税される。

(2) 税法上の取扱は、移行後の掛金、積立金については、(1)に準ずるが、適格年金の積立金の取扱について、特別の規定がある。その取扱は、

ア. 適格退職年金制度の要留保額(または保険料積立金)の取扱

(従業員掛金の額を除く)

イ. 従業員掛金の額

に分かれる

ア. 適格退職年金制度の要留保額(または保険料積立金)の取扱

(従業員掛金の額を除く)

適格退職年金の要留保額は、法人税法施行令第 159 条 9 号 により事業主への返還が認められないが、例外として、事業主が適格退職年金契約を解除し、これに代えて厚生年金基金を設立して、その要留保額または保険料積立金相当額のうち受益者(従業員)が負担した掛金の額以外の金額を、直ちに厚生年金基金の事業主負担の掛金として払い込む場合のその払込金額は、事業主に返還することが認められている。(法人税法施行令第 159 条第 8 号イ)この場合の事業主への返還金は、雑益として益金の額に算入されるが、事業主は同額を厚生年金基金の事業主掛金として基金設立の日を含む事業年度で一時に払い込むことが認められ、それが損金に算入される。したがって、所得計算上は課税所得は生じない。

イ. 従業員掛金の額の取扱

適格退職年金から、従業員掛金相当分が、従業員に返還されることになるが、この部分は所得税の課税済み所得の貯蓄したものの返還と考えられ、返還時には所得税は課税され

ない。

従業員は、この返還金を厚生年金基金の従業員負担の過去勤務債務掛金に充てることが認められ、その充当金は厚生年金基金の掛金として従業員の所得から各年一定の限度を設けて社会保険料控除が認められる。この取扱は、昭和41年11月21日付の大蔵、厚生両者の覚え書に基づく。

B-4.

厚生年金基金の運営機関については、厚生年金保険法の中に第117条から第120条にわたって、その内容と権限が列挙されている。それは大きく分けると三つの機関であるが、第一に議決機関としての代議員会、第二に執行機関としての理事会、第三に監査機関としての監事がこれに該当する。

1. 代議員会

- (1) 代議員会は代議員をもって組織する。
- (2) 代議員の定数は偶数とし、その半数は事業主の選定した代議員（以下選定代議員という）と、他の半数は加入員のうちから互選した代議員（以下互選代議員という）から構成され、その任期は二年である。
- (3) 代議員会は通常代議員会と臨時代議員会とに分れる。通常代議員会は規約の定めるところにより、毎事業年度二回（基金令第7条では年一回とされているが、これは最少必要回数の趣旨）開催されるが、臨時代議員会は必要に応じて理事長が招集するか、代議員の定数の三分の一以上の者が書面による招集の請求を行なったときに開催される。
- (4) 代議員会の職務権限に関して、次の事項が議決事項とされている。

- ① 規約の変更
- ② 毎事業年度の予算
- ③ 毎事業年度の事業報告及び決算
- ④ その他規約で定める事項

2. 理事長および理事会

- (1) 理事の定数は偶数とし、その半数は選定代議員のうちから、他の半数は互選代議員のうちから、それぞれ互選する。

(2) 理事のうち一人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事を選挙する。

理事長、理事とも任期は二年である。

(3) 理事長は基金を代表し、その業務を執行する。

(4) 理事会での審議事項については、法令上とくに定めはないが、行政指導にもとづき、基金規約に次の事項が定められている。

- ① 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- ② 法第118条第2項の規定による理事長の専決処分
- ③ 事業運営の具体的方針
- ④ 常務理事の選任及び解任
- ⑤ その他業務執行に関する事項で、理事会において必要と認められたもの

3. 監事

(1) 監事は三名であるが、代議員会において、学識経験を有する者、選定代議員および互選代議員のうちから、それぞれ一人を選挙し、その任期は二年である。

(2) 監事は基金の業務を監査する。

また学識経験を有する監事は、基金と理事長との利益が相反する事項について、理事長に代って基金を代表する。

C-1.

商法631条は、「保険金額が保険契約の目的の価額に超過したるときは、その超過したる部分については保険契約は無効とす」と定めている。

被保険利益は金銭に見積りうべき利益であり(商法630条)、その評価額が「保険価額」(保険価額概念が存在しない責任保険等の場合を除く)であるが、損害保険契約においては、保険は利益を得せしめることを目的とするものではないとの建前から、被保険者が保険事故の発生に際し保険金を受けることによって利得することを禁止し、当事者の約定する保険金額はこの保険価額を超えてはならないとするのが商法の趣旨と考えられる。このように保険金額が保険価額を超過する「超過保険」の諸問題点を概説すれば、次のとおりである。

(1) 保険価額の評価基準

保険価額の決定は客観的であることを要し、一般に認められる具体的保険価額は時価によ

ることを原則とする。この「時価」は、保険の目的が新品でない場合には、新品価額から年数の経過および使用による減価額を差し引いた額であり、建物・機械・家財等の「使用財」については、その物の再築価額または再調達価額から新旧差額を差し引いた額による評価が行なわれる。

これに対し、建物の新調達価額を保険価額とする「新価保険」があり、また保険契約締結時を基準とする建物更新価額が保険価額となる「建物更新保険」がある。これらの場合においては、それぞれ評価基準が異なることはいうまでもない。

(2) 保険価額の評価時点

保険契約当事者があらかじめ保険価額を協定する「評価済保険」、または保険の目的が移動し保険期間も短期のため保険価額不変更主義をとる運送保険の場合を除き、保険価額は契約成立時、保険期間中の随時、保険事故発生時を通じ必ずしも一定せず、常に変動する。したがって、いずれの時点をとるかによって差異を生ずるが、損害額決定の基準としては損害発生の日および時における保険価額（商法638条1項）、超過保険判定の基準としては保険契約成立時における保険価額によるべきものと解される。

(3) 超過保険の無効部分の保険料返還

超過保険について、商法は、当事者の善意・悪意を問わず、一律に超過部分を、また超過部分のみを無効としているが、超過保険として契約の一部が無効である場合にも、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、保険者に対しその無効部分の割合に応じて保険料の一部の返還を求めることができる（商法630条）。

C-2.

保険業法施行規則第28条にもとづき、保険会社が毎決算期に積み立てることを義務づけられている支払備金の内容は、

- (1) 保険金、返戻金または保険契約による配当金の支払をなすべき場合において、未だこれを支払わないものがあるときは、その金額
- (2) 既に生じた事由により、保険金、返戻金または保険契約による配当金の支払の義務ありと認めるときは、その支払額に相当する金額
- (3) 保険金、返戻金または保険契約による配当金に関し訴訟繫属中のものがあるときは、その金額

であり(28条1項)、損害保険契約を再保険に付した場合、大蔵大臣の免許、指定または認可を受けた保険者に再保険した部分については、責任準備金の場合(施行規則第37条)と同様、これを控除した残額を積み立ててよいこととされている(28条2項)

支払備金は保険契約にもとづく給付の全部に関するものであるが、損害保険支払備金の場合、そのほとんどすべてが保険金であり、前記3項目のうち(1)は決算日現在すでに支払うべき金額が確定しているもの、(2)はすでに生じた事由によって支払義務があることは認められるが支払うべき金額が未確定のものについての規定である。

損害保険の場合特に問題となるのは、一部の保険種目、なかんづく自動車対人賠償保険において、事故報告が著しく遅れるため、決算日現在すでに発生した損害のすべてが明確に把握されにくいことである。しかしながら、発生主義によって期間損益計算の適正化を図る前記規定の趣旨としては、(2)の支払額未確定損害は既発生既報告損害のみでなく、既発生未報告損害(Incurred But Not Reported Losses)をも含むものと解される。保険行政上、昭和45年7月制定の損害保険会社「統一経理基準」(昭和47年度未完全実施)において、とりあえず自動車保険について新たに「既発生未報告損害にかかる支払備金」、略称IBNR支払備金を、税務上損金処理の可否とは別に、一定の算式により積み立てることとされたのも、このためである。

C-3.

保険募集の取締に関する法律(略称「募集取締法」)は、保険契約の募集に関し、契約者保護と不公正競争防止の見地から、その関係者(損保の場合、損害保険会社の役員、使用人または損害保険代理店)が使用する募集文書図画の内容について、次の事項の記載を禁止している。

- (1) 保険会社の資産および負債に関する事項を記載する場合において、保険会社が毎年大蔵大臣に提出する決算書類に記載された事項と異なる内容のもの(15条1項)
- (2) 保険会社の将来における利益の配当または剰余金の分配についての予想に関する事項(15条2項)

ここで「募集文書図画」とは、新聞広告、印刷物、看板その他、募集のためまたは募集を容易ならしめるため使用されるいっさいの文書図画をいう(募集取締法2条5項)のであるが、この記載禁止事項規定は、単に文書・図画にとどまらず、放送・映画・演説その他の方法につい

ても適用され(15条3項),これに違反した場合は1年以下の懲役または1万円以下の罰金に処せられる(22条)。

損害保険の場合,前記禁止事項の(2)に関しては,相互会社の定款の規定による剰余金の分配のほか,貯蓄性をそなえた長期保険の契約者配当について,予想配当金または予想利回りを記載することがこれに該当する。契約者配当の多寡は本来正当な競争の手段であるが,過大な予想によって契約者を勧誘することが,不公正競争を生じ契約者の期待を裏切る結果となりやすいため,現状においてこれを禁止するのが法の趣旨である。将来の予想でなく,過去の事実を記載することは禁止されていないが,損保における長期保険はまだその歴史が浅いため,契約者配当自体についても有利な期待をいだかしめる表現が問題となろう。

募集取締法15条においては,前記(1),(2)のみを記載禁止事項としているが,広く一般に,各種保険商品の内容または担保条件に関しても,契約者大衆の誤解を招き,あるいは保険約款の規定と異なる内容の事項を記載することが禁止されるのは,同法16条に定める締結または募集に関する禁止行為の規定趣旨に照らして明らかである。

C-4.

「損害保険料率算出団体に関する法律」(略称「算定会法」)は,第9条において,「料率団体の算出する保険料率は,合理的かつ妥当なものでなければならず,また,不当に差別的なものであってはならない」と定めている。

これは,保険料率が①合理的であり,②妥当なものであると同時に,③不当に差別的なものであってはならないとする,いわゆる料率算定上の基本3原則を明文化した規定であり,立法趣旨としては,アメリカのAll Industry Commissioners Bills(1946年全国保険長官会議が採択したモデル料率算定法案)にもとづき各州保険法に織りこまれた基本原則,すなわち,「料率はreasonableでありadequateでなければならず,またunfairly discriminatoryであってはならない」という基準をとり入れたものである。各原則の意味は次のように解される。

(1) 合理的であること

ここで「合理的」(reasonable)とは,料率はその適用対象リスクに対して高すぎない(not excessive)という面をさすものである。料率はその適用の結果として,すべての損害と,すべての事業費を支払ったのち,妥当な利潤を生ずるのにちょうど十分な水準で

ある場合に、合理的であると考えられる

(2) 妥当なものであること

ここで「妥当」(adequate)とは、料率が低すぎない(not inadequate)という面をさすものである。適度の競争により料率が「合理的」な水準にあることが望ましい反面、過度の競争により料率が不当に低い水準まで押し下げられ、保険事業の健全性を阻害しないことが必要だからである。

(3) 不当に差別的なものでないこと

保険料率は、その適用結果の全体として合理的であり妥当であるとしても、同時に契約者間の公正が確保されなければならない。損害危険(純保険料)と事業費(付加保険料)に応じた料率の差別は正当な差別であり、不当に差別的(unfairly discriminatory)とは、危険度と事業費要素が本質的に同一のリスクに対し異なった料率を適用することである。

このような料率算定の基本原則は、料率算出団体の算定する料率の具備すべき要件を抽象的に規定したものにすぎず、実際の料率が客観的に見て合理的かつ妥当であるか否かについては、統一性(uniformity)に対する競争原理導入の必要、競争状態の適否の判定、保険事業成績の迅速的確な把握など、問題が多い。